

第62回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和2年9月8日 開会

伊方町議会

第62回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和2年9月8日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	9月8日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 (AM) 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 竹内 一則
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	13番 菊池 孝平 (PM)
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 篠川 俊一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 産業課付課長（観光商工担当） 田中 洋介 産 業 課 農 林 水 産 室 長 菊池 拓也 産 業 課 農 業 支 援 セ ン タ ー 室 長 中田 公平 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起
町長提出議案の項目	報告第2号 令和元年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第3号 令和元年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第66号 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第67号 伊方町特定教育・保険施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について 議案第68号 令和元年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第69号 令和元年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第70号 令和元年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第71号 令和元年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

	<p>議案第 72 号 令和元年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 73 号 令和元年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 74 号 令和元年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 75 号 令和元年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 76 号 令和元年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 77 号 令和元年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について</p> <p>議案第 78 号 令和元年度伊方町水道事業会計決算認定について</p>	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">13 番 菊池 孝平議員</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">14 番 中村 明和議員</td> </tr> </table>	13 番 菊池 孝平議員
13 番 菊池 孝平議員	14 番 中村 明和議員	

伊方町議会第62回定例会議事日程（第1号）

令和2年9月8日（火）

午前10時00分開議

- 1 開会宣告
- 1 町長招集挨拶
- 1 議事日程報告

- 日 程
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 〃 第 2 会期の決定
 - 〃 第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」
 - 〃 第 4 一般質問
 - 〃 第 5 令和元年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について
(報告第2号)
 - 〃 第 6 令和元年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について
(報告第3号)
 - 〃 第 7 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
(議案第66号)
 - 〃 第 8 伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
(議案第67号)
 - 〃 第 9 令和元年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について (議案第68号)
 - 〃 第10 令和元年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第69号)
 - 〃 第11 令和元年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第70号)
 - 〃 第12 令和元年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第71号)
 - 〃 第13 令和元年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第72号)
 - 〃 第14 令和元年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第73号)
 - 〃 第15 令和元年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第74号)
 - 〃 第16 令和元年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第75号)

- 日 程 第 1 7 令和元年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定
について (議案第 76 号)
- 〃 第 1 8 令和元年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第 77 号)
- 〃 第 1 9 令和元年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第 78 号)

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。これより、伊方町議会第62回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに伊方町議会第62回定例会を招集を致しましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、感謝申し上げます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、台風10号の被害状況についてご報告を申し上げます。一昨日から昨日にかけて接近をした、台風10号につきましては、発生後から猛烈な強さとなり、特別警報級に発達し接近する見込みであるという予報から、町におきましては災害対策本部の設置、避難所の開設などできる限りの体制で臨んできたところでございます。

公共施設の主な被害状況につきましては、今のところ、伊方小学校校舎屋上防水シートの剥離、三崎小中学校体育館屋根の破損などでございます。

昨日は台風通過後の強風、高波などのため、現地調査は様子を見ながら行ってまいりましたが、今後農作物の塩害なども非常に心配をされるところでございますので、被害状況の推移をしっかりと把握して適切に対処してまいりたいと存じます。

さて、私にとりまして、今任期最後の定例会を迎えることとなりました。

この4年間、議員各位を始め町職員、国・県・関係者の皆様、何よりも町民の皆様のご理解とご協力により、ここまで無事努めることが出来てまいりましたことを、この場から改めて心から感謝を申し上げます。

私は4年前「融和と発展」を掲げまして、町政に臨んでまいりました。

この4年間、至らぬ点もあったかとは思いますが、「融和」という点につきましては、この中で少しの前進はあったのではないかと感じております。

一方、「発展」につきましては若干の種まきは出来たとは思っておりますが、まだまだ課題山積であり、解決には道半ばであると感じております。

若干時間を頂戴いたしまして、この4年間を振り返ってみますと、まず、地場産業である「農業・水産業そして観光の振興」につきましては、柑橘栽培を中心とした農業、豊かな海に恵まれた水産業の振興策として、従来から各種施設整備等のもとより、新たに「農林漁業振興基金」を創設し、身近で使いやすい補助金として、担い手が安心して就業できる環境づくりを進めてまいりました。

さらに産業振興としての観光対策につきましては、今年度完成をいたしました伊方町観光交流拠点施設「佐田岬はなはな」を整備いたしました。今後、この施設を中心として、道の駅や温泉など各施設と連携をし、より伊方町の魅力発信の相乗効果を上げる事が出来るように、またエネルギーの町、農業・水産業の町のPRを図り様々な人々が集う場所となるよう取り組みの強化を図ってまいりたいと考えております。

また、新たな取り組みといたしまして、「地域商品券事業」、「創業・企業支援事業補助」なども創設をし、町内経済の活性化を図ってまいりました。

次に、「子ども・子育て支援」につきましては、「子育て支援ナンバーワンのまち」に組み、「結婚祝い金」を職種に関わらず支給するように拡充いたしました。

また、愛媛県が取り組む「子育て応援券交付事業」に関しましても、第1子からの制度拡充と致しました。

ハード整備といたしましては、「いかた学童クラブ」の移設を行い、手狭な環境と危険な移動を回避し安全安心な運営を行うように、新しく専用の建物を整備するものとし、今年度中の完成を目指しております。

次に、「空き家対策と移住・定住対策」といたしましては、「定住促進奨励金」を創設いたしました。

町内在住者の転出抑制を図るための施策として、新築、改築などに対し最大100万円の奨励金を交付し、町内在住を推進するものでございます。

さらに、「移住促進空き家活用住宅事業」を創設をいたしまして、空き家を所有者から借り上げて改修をし移住者に貸し出す事業に着手をいたしました。移住・定住対策につきましては他にも、都市部の人と企業などとの連携を深めるため、「関東伊方ふるさと会」を創設いたしました。関東圏在住の伊方町出身者及び伊方町を応援する方を会員として設立し、地元と都市との連携を深めるものでございます。

次に、「教育環境の充実」としましては、小・中学校全生徒への「タブレット整備」の完了など、IT環境の整備に努め、さらに「各教室の空調設備整備」、「快適なトイレの改修工事」など、ソフトハード両面の教育環境の充実に努めたところでございます。

さらに、三崎高校の分校化阻止に向けた町の支援として、現在実施中のものも含め、寄宿舎の建設、公営塾の運営、バスの購入などの様々な取り組みが実を結ぼうとしているところでございます。

大きなイベントといたしましては、「愛顔つなぐえひめ国体」の伊方会場として、成年女子バレーボール競技が行われ、4日間連日満員の大盛況でございました。

会場の内外での、町民のボランティアスタッフによる心のこもったおもてなしに、選手関係者や会場に訪れた皆様に喜んでいただくことが出来ましたことに感激をいたしたところでございます。

「防災、安全・安心及び生活支援対策」などにつきましては、まず、「ヘリポート建設」があります。就任当初から申しておりました計画として、新設及び既存施設の活用など、各方面との調整を図り順次実施をいたしております。

他には、災害時に備えた「防災監視カメラの設置」及び「ドローンの整備」を行いまして、町内28ヶ所を常時監視出来る体制が出来るなど、有事の状況把握に努める体制を整えました。

生活支援対策といたしましては、デマンドバスを廃止し、「地域巡回バス」を開始いたしました。デマンドバスの10年の経過を機会に検証を行い、地域巡回バスの運行に改正したものでございます。地域巡回バスは、運行開始直後からも広く皆様のご意見を伺い、様々な改善を重ねるなど、地域の身近な交通の便として、今後も随時見直しを行いながら、より良い運行に務めてまいりたいと存じます。

さらに、「高齢者運転免許証自主返納支援事業」の導入であります。高齢者の交通事故の減少を目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許の自主返納を支援するため、事業を実施したものでございます。

任期中を振り返りますと早いもので、他にも様々な取り組みに努めてまいりましたが、いずれにいたしましても、町の様々な課題に対しまして、一つ一つ丁寧にしかもスピード感をもって取り組むことの重要性を痛感したこの4年間でございました。

次に、伊方発電所についてでございます。私が町長に就任した当時は、震災後の新規制基準をクリアした伊方3号機が再稼働を果たし、営業運転を再開した直後でございました。

この4年半ぶりの原子力発電所の運転の再開が、町長としての責務を果たしていく上で、数々の重要な判断の場面に直面するという事は容易に想像ができ、身を引き締めてこれにのぞむ覚悟を持ったこと、そして、いついかなる場面においても住民の安全安心が最優先と肝に銘じたことを鮮明に記憶しております。

その後につきましては、議員の皆様を始め、広く町民の皆様にも迅速な情報提供に努めてまいりましたが、乾式貯蔵施設の検討開始や1、2号機の廃止の決定、各裁判所によるそれぞれの司法判断、そして、記憶に新しい本年初頭の連続トラブル等、大小様々な事柄がありましたが、その都度、首長としての判断を行い、本日まで何とか対応ができてきたのではないかと考えております。

それから、立地町として電源三法交付金等を最大限に活用し、様々な事業を展開する一方で、町独自の財源として、使用済核燃料税の課税制度が結実したことは、自主財源の確保という意味で一つの成果であったと考えております。

ただ、原子力発電を取りまく社会情勢はいまだに落ち着きを見せず、そのうねりが伊方町民に与える影響を鑑みますと、安全安心に関する取り組みに対しては常に厳しい姿勢で臨みながら、四国電力との共存共栄の道を模索し続けなければならないと強く思っております。

現在の伊方発電所を取りまく状況に関しましては、安全協定による事前協議の申し入れを受けている案件が2件、そして、数々の訴訟の行く末、特定重大事故等対処施設の工事、1、2号機の廃止措置等、様々な事柄が進行中であり、今後の社会情勢の変化や国、県の動向を注視しながら、慎重な判断を行っていく必要がございます。

議員各位には、伊方町の原子力政策につきましても引き続きご協力・ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・ 報告案件が、2件
- ・ 条例改正に関する議案、2件
- ・ 令和元年度一般会計及び特別会計の決算の認定、11件
- ・ 令和2年度一般会計及び特別会計補正予算が、6件
- ・ 人事に関する議案が2件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。
どうぞ、よろしくをお願いいたします。

議事日程報告

○議長（竹内一則） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、13番 菊池孝平議員、14番 中村明和議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（竹内一則） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月15日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、8日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（竹内一則） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（竹内一則） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告の一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、木嶋英幸議員、高月芳人議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

初めに、末光勝幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 先日の台風10号は、伊方町におきましては、大きな被害がなかったようでございますが、塩害等農産物などに被害が危惧されます。また、海岸に打ち寄せられた流木やプラスチックなどのゴミなどを見るにつけボランティア等の対応では限界だと強く感じました。町として迅速な対応をお願いして、一般質問に移らさせていただきます。

大綱1、「介護保険事業計画並びに福祉のあり方について」

3月の定例議会の一般質問において、地域密着型グループホームの建設計画について質問させていただきました。現在、伊方町福祉のあり方検討委員会並びに伊方町介護保険事業計画等策定検討委員会などが設置され、新たな福祉のあり方が検討されています。しかし、本来令和2年度に開設されるはずだった地域密着型グループホームを待望している町民からすれば、計画の先延ばしとして受け取れない結果に終わって、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の総括がなされないまま、先の二つの委員会に丸投げされているような感があります。

2035年の推計では、町民の半数が高齢者という超高齢社会が訪れようとしており、高齢化対策、特に介護サービスは町政の最重要課題であると考えますが、町長は現状をどう認識しているか伺います。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「介護保険事業計画並びに福祉のあり方について」のご質問にお答えをいたします。

3月の定例議会の一般質問においても答弁をさせていただきましたが、認知症対応型グループホームの建設計画につきましては、平成30年3月に策定をいたしました「第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」におきまして、第5期介護保険事業計画からの課題であった、伊方地域において、令和2年度末までに、地域密着型グループホーム2ユニット18床の施設を整備するという計画を立て、その計画に基づき「民設民営」を基本方針として取組んでまいりました。

平成30年8月の初回の公募に対しては、1事業者からの応募があり、「地域密着型サービス事業者選考委員会」での審議を経て、候補者の内定をいたしましたが、その後の協議が整わず、残念ながら内定辞退となりました。

その後、公募の募集期間を長くし、町の遊休地を利用できるようにするなど、公募内容を変更して「民設民営」で2回の公募をいたしましたが、応募者なしの結果となったところでございます。

この結果を踏まえ、1月の臨時議会における全員協議会において「民設民営」から「公設」に方

針を転換しつつ、グループホームの単独整備ではなく、国の介護保険制度の見直し等の背景を基本とした、保健・医療・福祉等の一体的な提供を図るべく「共生型福祉施設」の整備を目指すこととして説明をいたしたところでございます。

また、6月定例議会の議員全員協議会におきましては、「共生型福祉施設構想・基本計画」の策定を行うにあたり、本町における福祉ニーズの多様化や複雑化、人口減少などの福祉分野を取り巻く課題に対応するために、今一度原点に立ち返って「共生型福祉施設の整備」に限定をせず、福祉のあり方について検討することとし、高齢者・障がい者・児童等の縦割りの弊害をなくし、横断的で総合的な支援体制の構築や支援拠点のあり方を検討するために、「伊方町福祉のあり方検討委員会」を設置し、検討を重ねているところでございます。

議員ご質問の中の、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の総括がなされていないのご指摘でございますが、第7期介護保険事業計画は平成30年度から令和2年度までが計画期間で、全体の総括は行えておりませんが、単年度ごとの取組と目標の達成状況を自己評価し、進捗管理を行っており町のホームページにも公表をしているところであり、その結果を今年度策定中の第8期介護保険事業計画に反映をさせていく予定でございます。

また、令和2年度に開設予定でございましたが、グループホームが先延ばしになった結果を委員会に丸投げしていると感じられるとのことではありますが、「民設民営」で3度の公募をかけたにもかかわらず、不調に終わったことから、「民設」を諦め「公設」にするからには、グループホームの単独整備ではなく、公設だからこそできる交流スペースの併設等の保健・医療・福祉等の一体的な提供を図るべく、地域共生社会づくりを目指すこととして内部での協議を進めているところでございまして、丸投げのご指摘には当たらないと考えております。

また、グループホームの設置に限れば、第7期介護保険事業計画は変更をいたしておりませんが、民間事業者から「民設民営」で事業に取り組みたいとのご要望があれば、現在公募はいたしてませんが、窓口を閉ざしている訳ではなく、相談があれば検討する体制は保ったままとなっております。

伊方町の高齢化の状況でございますが、今年4月1日現在の高齢化率は46.84%と県下で2番目となっており、これが2035年推計では伊方町の高齢化率は50.2%と半数を超える見込みですが、高齢者人口で見ますと、今年4月1日の4,229人から3,147人と大きく減少する見込みであり、要介護者数もこれに伴い大きく減少をすると思われまます。

このような町内の高齢化の状況を率直に受け止めたうえで、平均寿命とともに語られる、健康寿命を延ばすことにより、寝たきりなどの不健康な時期をできる限り短くすることや認知症の予防と軽度の認知症の方々が住み慣れた地域で少しでも長く暮らしていけるような、支え合いの仕組みづくりが必要となってきております。

このような中、将来を見据え、禍根を残さないように、どのような施設がどの程度の規模で必要かを検討する必要があると考えております。

併せて、作った後の働き手をどう確保するのか、既存施設との間で、職員の奪い合いにならない

ように介護職員の養成にあたっての助成制度や町内介護施設に就職した場合の奨学金の返還免除等の検討などをはじめ、町職員を含めた、今ある福祉・介護人材の有効活用を含めて総合的に検討をしていく必要があると考えております。

以上、末光議員の大綱1の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 再三の答弁をいただきましたけれども、現在伊方町におきましては約70人ぐらいの待機者と120人から130人ぐらいの町内の介護施設に入っている方がございます。約200人の待っている方がおられる。町外におられる方が伊方町に帰りたいと想定すればですね、約200人の待機者、希望者がおるといような、ざっとした把握でございますけれども、そういうふうには捉えておりますが、施設を公設するという話もあったと思います。仮に公設で地域密着型グループホームを建設する場合、電源地域立地交付金、あるいは廃炉交付金などが適用されるのではないかと思います。現在の検討している委員会の計画によりますと、そういったいろんな施設が完成するのが、令和5年末でございます。7次の計画の令和2年度からすると3年になるわけでございます。毎日死ぬ思いで介護されてる町民の方も多いたと思いますけれども、なかなか3年という期間は、長いというふうに感じます。グループホームだけを切り離して、公設で建設すると、そういったような考え方はないのかお伺いしたいと思います。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） いろいろとご指摘をいただき、ありがとうございます。先般、つわぶきの関係者と懇談会を行いまして、いろいろとお伺いした中で、待機者の数この5年間で、実感として約半数になっているというふうな答えをいただきました。今後10年、20年先のことを考えますと高齢化率はもちろん上がってまいります。その中で、高齢者人口は減ってくる。したがって、待機者も減ってくるそういった状況も見ながら、そしてその一方で、その介護施設で働く労働力の確保という問題もあるわけでございます。それをどう確保していくかというのは非常に、今現在でもそういった労働力の確保の獲得合戦になっているような状況も聞くわけでございますので、そういったことも考慮しながら、私は全体的な今後の伊方町の福祉のあり方というものを今一度ここで考え、先延ばしになるわけでございますけれども、将来に禍根を残さないようなかたちの施設整備というものを進めてまいりたい。したがって、一体的な整備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 2025年におきまして、国では、55万人の介護職員が不足するというふうに予測されております。答弁の中に、奪い合うようなことになってはいけない。介護職員が不足しているお話がございましたけれども、現実はそのような状況に近いわけですが、そのような状況にならないよう改善していくというのも一つの行政の大きな役割だと思いますので、その辺り一考をお願いしたいのと、先日ちょっと調べましたら、4,000人の約伊方の半分の人口の松野町ですが、介護施設7つございます。伊方は5つというようなことでございますけれども、このような結果でかなり需要は多いのではないかとというような感じはしておりますけれども、その辺りは、体制が激減しているようなお話もありましたけれども、このような松野の例なども見ましたけれども、まだまだ伊方はあまりマイナスのポテンシャルでございましたけれども、需要はあるという気がしておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 介護従事者の育成につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。町としても大きな課題として取り組んでまいりたいというふうに思います。一つには先ほども申し述べさせていただきましたように、奨学金の返還義務でありますとか、若い方たちが福祉事業に携われるような、環境づくりというのを今後もっと進めてまいりたいというふうに思っております。さらに、2点目の福祉関係の伊方町でのニーズ、充実度という点につきましては、私もまだまだ伊方町にはそういったものは足りてないというふうには同感であるわけでございますので、充実をさせていただきたいと思っております。しかしながら先ほど、言ったような課題を一つ一つ解決をしていかなければならない、さらに施設を充実すれば当然町民の負担、介護料、保険料も増えるわけでございますので、その辺のバランスも十分考えながら適切な施策を進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。

末光議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 大綱2「学校教育室における指導主事導入の必要性について」

新しく中井教育長が就任され、伊方町の教育の充実・発展のために情熱をもって取り組んでいただいていると拝察いたします。

さて、新型コロナウイルスの流行が児童生徒の学習活動を妨げ、各学校現場では試行錯誤の日々が続いていることと存じます。リモート学習など新しい学習の仕方を学ぶ必要性も出てまいりました。また、今年度から小学校では新学習指導要領が全面実施され、新しく「英語科」が導入されま

した。来年度は中学校で実施されます。待ったなしで教育課題に向かっていかねばなりません。

これまで、伊方町では、学校教育の充実のために、中学校の英語・数学の学習指導員。外国語活動充実のためのALTの増員。特別支援教育の支援員。ICT教育充実のための支援員等、多くの専門職員を採用してきました。しかし、これらの職員を束ね、専門的指導力をもった指導主事が教育委員会に置かれていないのは疑問に思われます。愛媛県下20市町で指導主事が配置されていないのは、伊方町を含め2町のみです。

この教育課題が山積している昨今において、伊方町8校の義務教育学校の充実を目指し専門性を活かして活動していただく指導主事を伊方町学校教育室に配置することは重要だと考えますが、教育長の見解を伺います。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） 末光議員の大綱2「学校教育室における指導主事導入の必要性について」のご質問にお答えをさせていただきます。

議員のご質問の指導主事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第2項に、市町村に置かれる教育委員会の事務局に、指導主事その他の職員を置くこととされており、第4項では、指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならないと規定されております。

議員ご指摘のとおり、愛媛県内の20市町では、学校教育に対し、14の市町で現職教員などを指導主事として配置し、4町につきましては、指導主事に変えて、退職教員を教育専門員や教育指導員などとして配置していると聞いております。

伊方町におきましては、これらのいずれも現在のところ配置しておりません。

これまで、伊方町では、教育課程、学習指導等については、県教育委員会の指導主事に指導をいただいております。教職員への研修については、県教育委員会の研修の活用、それから町教育委員会と伊方町小中学校教員の共同組織により研修等を実施し、指導力を高めてまいりました。

県内の他の町につきましても近年までは、このようにしていたところが多かったと把握しております。

ただ、年々、教育ニーズが多様化してきており、新教育課程、特別支援教育、いじめ問題、不登校、体罰、防災・減災、コロナ対応等々、学校に対して専門的かつ、きめ細かな指導が求められている中、現在の学校教育室の体制のままでは、今後、これらの対応が果たせるのか非常に危惧しているところでございます。

教育委員会といたしましては、この件につきましては、懸案事項の一つであり、その必要性を認識しており、検討をしていたところであります。

予算の伴うことではありますが、今後、指導主事または、それに変わる教育専門員などの配置を前向きに検討いたしたいと思っております。

以上、末光議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 前向きに検討しているということで安心をいたしました。現在のコロナウイルスあるいは自然災害時にタブレットを使った学習教育、家庭教育、Wi-Fiを設置した集会所での学習など情報通信技術を活用したICT教育が重要されております。まず、ICT教育を専門とするような指導主事の設置が望まれているように思いますが、教育長として、指導主事の配置について、いつ頃、また、どのような教育の分野に力を入れていくつもりなのかを改めてお伺いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） 末光議員の再質問について、お答えいたします。ICTについて、その研修とそれから指導については、その重要性について認識をしていることでございます。これについては、十分とは言えませんが、現在の伊方町としましては、ICT支援員を配置いたしまして、各小中学校に月2回ずつ、派遣しているところでございます。そして、ICT技術をそれぞれ研修しているところでございます。指導主事または、それに代わるものをいつ配置するかとかいうご質問でございましたけれども、これにつきましては、手続きや承認等が必要でございますので、来年できれば、来年または再来年ぐらいにできれば導入したいと考えております。また、どのような専門性をもってということでもございましたけれども、これにつきましては、ICT教育も含めまして、教育課程や教科指導それから研修運営について、そのようなものを全般的に統括するというかたちで配置していきたいと考えております。以上、よろしくお願いたします。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱2再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） ありません。

○議長（竹内一則） 続いて、木嶋。以上で、末光議員の一般質問を終わります。続いて、木嶋英幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今までにないほどの大きさという前触れの台風10号の町内にほとんど影響がないという報告を受けまして、ホッとしているところでございます。これからも町民が安心、安全で暮らせるようなまちづくりをよろしくお願したらと思います。

さて、大綱1に「出馬表明について」お尋ねします。議運で指摘されまして、出馬表明と表現を変えましたが、出馬するにあたり、まだ自身の考えや信念、方針を聞いておりません。所信表明を聞かせていただきたいと思えます。

先日、2期目を目指すと表明されましたがこれからの伊方町をどの様に舵取りをしていくつもりかお尋ねします。まず、最初に一期の間だけでもかなりの人口が減少しました、合併当時、12,905人という人数から先日の8月に配られた広報誌によると8,000人台に突入という現状をどのように受け止め、どんな歯止めの対策を考えているのか。具体的にやろうと思うことをお尋ねします。

また、次に当町は原子力発電所の立地町で原発との関りは永い将来に向けても真剣に考えていかなければならないと思えます。大変重要な課題です。今後町としてどの様に関わって行くのか、どのようなつもりなのかお尋ねします。

もう1点、世界中がコロナの影響で経済を始め大変な状況になっております。この状況を打開するためにも町長としてどの様な事を考えておられるのかお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。あ、ごめんなさい。すいません。ごめんなさい。只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「出馬表明について」のご質問にお答えをいたします。

これからの伊方町をどのように舵取りをしていくつもりかというお尋ねでございますが、まず、1点目の「人口減少に対する歯止め対策」についてお答えをいたします。

伊方町の人口の状況につきましては、議員ご案内の通り、私の町長就任当時の平成28年9月末時点で9,984名、令和2年8月末現在で8,971人と、4年間で1,013人の残念ながら減少となっております。

この人口減少の現実を目の当たりにし、議員ご質問の人口減少の歯止め策は町政最大のかつ最難問の課題であると受け止めております。

しかもこの課題は当町のみならず、すべての地方が抱える課題であり、日本全体の問題であると言えます。

この様な中で私と致しましては、出来ること、考えられることは何でも挑戦するという気持ちで取り組んでまいりました。

具体的には、町が策定をしております「伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本といたしまして、子育て支援の拡充や働く場の確保策、住環境の整備や健康長寿社会への取り組みなどでございます。

また今年度から新たに新築や増改築への助成金を創設し、定住促進への取り組みを強化することや空き家を町が借り上げ、リフォームし、移住希望者に貸し出す事業などを始めたところでございます。

さらに今後注目しなければならない点は、アフターコロナに向け都市部からの移住希望者に対し

ての町としての積極的な取り組みであります。

今後とも町の環境整備を図っていくと同時に、伊方町の良さをアピールし、都市部の移住希望者に伊方町を選んでもらえるように精一杯努力をしてまいりたいと思います。

次に2点目の「原子力発電所と今後町としてどのように関わって行くのか」についてでございます。

議員もご案内の通り、昭和52年9月30日に伊方1号機が運転を開始して以来、本日までの43年間に亘り、伊方町は伊方発電所との共存共栄の歴史を歩んで参りました。

ただ、先人達の歩んだその道は、決して平坦なものではなく、社会情勢の変化や国の政策、制度の変更、または法令の改正など、様々な困難を迎えながらその都度議論を重ね、伊方町にとっての最善の選択を行ってこられたものと考えており、心から敬意を表する次第でございます。

このような歴史を踏まえたくえでお答えをいたします。今後とも伊方発電所とは安全・安心を大前提とした中で、相互の信頼関係を基本とし、共存共栄の道を模索してまいりたいと考えております。

その上で、四国電力が企業活動の中で培った地域連携のノウハウや知識、そして四国全土を網羅するネットワークを伊方町のまちづくりに活かすことは出来ないか、様々な方面でのご協力を頂きたいと期待をいたしているところでございます。

また、今後様々な状況の変化に対応し、町が正しい選択をしていくためには、町民のご理解と町議会議員の皆様のお力添えが必要不可欠でございます。今後とも適切なお意見やご助言をお願いをいたします。

次に3点目の「コロナの影響で経済を始め大変な状況を打開するための考え」についてでございます。

まず、新型コロナウイルスの感染拡大による町内事業者への影響でございますけれども、4月に伊方町商工会が会員あてに実施をしたアンケートによりますと、8割以上が売り上げや仕入れにおいて何らかの影響が出ているとの回答があり、売り上げが半減した事業者に対する国の持続化給付金におきましても、商工業者のみならず、農漁業を営んでいる人も多数申請をされたと聞き及んでおります。

また、運転資金などの融資におきましても、30件を超え、3億4千万円の融資が行われております。

町といたしましては、国の持続化給付金の対象とならない事業者に対し、町独自の給付金の支給制度を5月に制定をし、併せて融資に対する利子補給につきましても、国・県の利子補給の対象とならない期間にも上乘せする条例改正などを行い、事業者への支援を打出しているところでございます。

さらに、事業所の改修を余儀なくされた事業者や新たに事業を立ち上げた事業者に対する事業費の補助や今議会におきましては、低迷する消費活動を活性化させるために、プレミアム付き商品券の販売を予算計上いたしているところでございます。

今後におきましても、商工会などの経済団体との連携を密にして、事業者の声に応えられるようにしっかりと対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策としましては、お盆の帰省を控えた時期において、帰省客への対応や町民への感染症対策についての周知や各種行事・イベント等について3密対策の徹底をお願いをいたしたところでございます。

また、観光施設や不特定多数の人が出入りする公共施設やイベントの開催にあたっては、国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」や愛媛県のシステムである「えひめコロナお知らせネット」の利用を呼び掛けてきたところでございます。

今後新型コロナの流行がどのような状況になっていくのか、誰にも予測できないところでございますが、冬場のインフルエンザ対策と併せて、常に一步先の対応ができるように国・県とも連携を密にしながら感染症対策の徹底を図って参りたいと存じます。

以上、木嶋議員の大綱1の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。

木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、当町は原子力をはじめ風力発電、太陽光発電などにも積極的に取り組んでいて、エネルギーを造る町として、全国でも注目されているところであると認識しておりますが、既存の風車の建て替えや大規模化しようとする方向性の説明が聞いていません。現状がどうなっているかお尋ねします。

また、自然エネルギーの起業は必要だと思いますが、もう少し町民の声を真摯に受け止めていただき、町民目線での舵取りもして欲しいと思います。そのうえで、近隣の八幡浜市や愛南町、上島町で条例制定されている再生エネルギー発電施設についての規制はやるべきだと思いますが、どのようにお考えかお尋ねします。ちなみに八幡浜の条例の概要を少し述べさせていただきます。適用を受ける事業を開始する際には、あらかじめ市長と事前協議を行い、市長の同意を得た後でなければ、事業に着手してはならない。適用となる事業については、地元説明会を必修とし、必要に応じて、指導・助言・勧告を行う。市長の勧告に従わない場合は、事業者の名称、所在地並びに勧告内容を公表する。また、適用対象としては、太陽光が事業区域の面積が500㎡以上の発電事業所、また風車に関しては、高さ13m以上の発電事業と八幡浜市では条例制定しているようです。ちょっと長くなりましたけども、今の点について町長のお考えをお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ・・としてお答えをさせていただきたいと思います。伊方町はご指摘のようにエネルギーの町としても、・・・であろうというふうに思っております。その中での自然エネルギーの活用、それから住民との協調関係をどうしていくかというのは、一つの大きな町としての

課題であるというふうに思っております。議員ご案内のとおり小型風力発電それから、太陽光発電につきましては、町としてのガイドラインを定めまして、設置者であったりであるか運用はどうなってるかというのを、監視しできるような体制を整えているところでございます。今後、議員ご指摘のような大型発電等々の動きには我々も注目しているところでございますけれども、後ほど具体的には、副町長から答弁をいたしますが、議員ご指摘のような条例が必要であるとするならば、それは検討してまいらなければならないというふうに思っております。今のところは、まだその段階には至っていないんじゃないかなと、それは私の感覚としてですけれども、思っておるわけでございます。以上です。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（竹内一則） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 木嶋議員の大型風車の更新についてご説明を申し上げます。まず、伊方町には第三セクターで三つの風車の事業を行っております。それで、更新につきましては、一番身近なものが瀬戸ウィンドヒル、現在 11 基の稼働しております。その分につきまして、後予定してる耐用年数が 5 年程度ということで、今研究中でございます。この分については、2023 年建て替えするかどうかという状況を今調査しております。先般も県の方へ・・・から、いろいろな調査、環境アセスメントについて、説明に上がって新聞にも出ております。しかし、どの程度の事業費になるかというか、だいたい今のところで 21 億程度のもので考えております。それが、3 基か 4 基か、これは風力調査の結果によって、変わってくると思うんですが、現状としてはそこを調査いたしております。これについて、具体的な話なり、県の方の了解をいただければ、議員の皆様方にご紹介し、今後の運営と更新についてですね詳細説明ができるような準備をいたしたいと思っております。現状は以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱 1 の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） ありません。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の大綱 1 を閉じます。木嶋議員、一般質問大綱 2 をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱 2 「観光について」お尋ねします。

町のビジョンにもあるように観光も大きな柱として打ち出していると思われま。が、今年は特にコロナの影響もあり大変な上半期だったと思われま。伊方町として独自の対策は考えているかお尋ねします。また、当町は観光協会が無い代わりにツーリズム協会という NPO の組織がありますが、この協会の方向性をどのように考えているか、お尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問大綱 2 に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱2「観光について」のご質問にお答えをいたします。

まず、観光について「伊方町として独自の対策を考えているか」とのお尋ねでございますが、ご承知のとおり、例年開催をしておりますイベントにつきましては、5月に開催予定でありました「マーレード関連イベント」、「きららまつり」、「はなはな祭り」をはじめ、7月の「きなはいや伊方まつり」、8月の「瀬戸の花嫁祭り」などについて、感染拡大防止、実施者及び来場者の安全確保の観点から中止となりました。

また、11月に開催予定でありました「佐田岬マラソンについて」も中止が決定をされており、今後におきましても大規模なイベントの開催につきましては、慎重に判断していきたいと考えております。

そのような中で、町の観光施設をはじめ町内の飲食、宿泊業のような観光業に携わる事業者はコロナ禍で大変ご苦勞をなさっているわけではありますが、国や県の施策のほかに、旅行商品の造成への支援や町内体験プログラムへの半額助成などの町独自の対策を通じて、伊方町の魅力発信につなげて参りたいと考えております。

また、今年度から松山市での大型ビジョンでの動画広告やネットを使った動画配信など、既存の広報媒体以外の取り組みを現在準備いたしておりまして、コロナ収束後の集客に向けて適切なタイミングを見計らいながら情報発信してまいりたいと考えております。

次に、「ツーリズム協会の方向性をどのように考えているのか」とのお尋ねでございます。

NPO 法人佐田岬ツーリズム協会は、平成 18 年 11 月に、佐田岬の資源を活用して観光客の誘致を行い、元気で活力のある地域の活性化に貢献することを目的に、それまでの観光協会を発展的に解散、再編した組織として設立されたものでございます。

その設立にあたりましては、町が事務局を担当するなど先導的な役目を担い、設立当初から事業費に対する補助や観光拠点施設の指定管理者としての指定、観光に関する事業の委託等、現在まで町と連携をして観光事業に取り組んでこられた組織でございます。

本年度につきましては、前年度まで管理をしておりました「観光交流拠点施設佐田岬はなはな」の指定管理者ではなくなったものの継続して同施設の観光案内所を運営を致しており、協会の運営費につきましても町が補助をいたしております。

また、町とは月に一度情報共有の場を設けておりますし、町内の道の駅や温泉施設などの各観光施設とも事務局の立場として定期的に協議の場を設けるなどの役割を果たしております。

さて、その方向性でございますが、今述べましたように、町が密接に関わっている組織ではありませんが、あくまでも独立した民間の組織でございます。

「佐田岬地域の観光資源を活かした旅行商品を造成し、人と物の流れを作り出し、事業者の利益につなげる」という協会の当初の目的に対する認識は、町も協会も変わっておりません。

そこに向かうアプローチの仕方につきましては、現場の知恵を協会が十分に拾い上げ、組織内部で検討をしていくべきものと考えており、その方向性に基づく事業等について、町として支援して

参りたいと考えております。

以上、木嶋議員の大綱2の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今の答弁に再質問させていただきます。ツーリズム協会、NPOという組織は割と勘違いされやすい組織であるような気がします。当初のツーリズム協会もNPOということではありますが、私なりの考えなんですけど、結論から申しあげますと、なかなか体をなしていない、すごく失礼な言い方にはなりますけど、・・・な組織に見えます。ゆえに僕は解散したほうがいいんじゃないかなとそんなふうに思っております。

また、その理由としては今ある事務所の場所ですが、新たにリニューアルしたはなはなの併設施設で、もともとあった棟、今までと使い方も全く変わらないように見えるのですが、新たな指定管理者から共益費とやらの名目で10万もの家賃をお支払いしていると聞きました。町長はこの現状を承諾されていますか。

私なりに共益費の主なものとは電気代などと思っておりますが、何にでも使える何億もの莫大な税金を補正を組んでまで導入した再生可能エネルギー施設の稼働はどうなっておりますか。スタートから今までの収支はまだわからないかもしれませんが、十分に活用されているかお尋ねします。

ツーリズム協会は私も立ち上げからの会員ですが、当初予算や補正予算で賃貸契約がなされていることは一向に知りません。町の外郭団体が町の施設を利用するのに、家賃を支払わないといけなほど指定管理者に負担をかけているのであれば、僕はなくすべきだと思います。賃貸契約など重要物件は事務局だけで勝手に判断できるものではありません。指定管理が決定した時点で、このようなことが起こることがわかっているはずですが、町としてはっきりとした取り交わしをなぜしなかったのか。それが原因で現状、双方が気まずい関係になっているのではないのでしょうか。

それと私も会員の一人として理事会の議事録を聞かせていただいたり、見せていただきました。

「本当にこれ、理事会」と目と耳を疑うような理事会。議事録の一部を抜粋しますが、事務局長が答弁をしようとする、パワハラといえるような怒声で言葉をシャットアウト。スカート姿で事務処理に来ていた局長に対して「そんな格好で仕事になるか。」などと完全にハラスメントと言えるような個人攻撃。そんな発言を誰一人止めようとしなない理事者たち。町長は議事録に目を通されたことありますか。この状況で組織の体をなしているといえるのでしょうか。やはり、私自身は解体すべきだと思いますが、町長の見解を求めます。

（「休憩」の発言多数あり）

○議長（竹内一則） 休憩

休憩 11時14分

再開 11時25分

○議長（竹内一則） 再開いたします。只今の木嶋議員の再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の再質問にお答えを申し上げたいというふうに思います。まず、一般論としてそういったNPO法人なり外郭団体なりの議事録というのは、私のところには上がってきませんので、そういったところに目を通すことはないというふうに思います。

さらに、先ほどツーリズム協会の理事さんにお伺いしたんですけども、議事録はまだ出来上がっていないというふうにお伺いをしましたので、議事録云々というのはどういうことなのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましてもツーリズム協会が当初の目的が達成できるようにしっかりと運営をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） この再々質問の時に質問したかったんですけども、先ほどの議事録のお話をいただきましたけども、文章では上がってないかもわかりません。ただ、私もNPOという組織は、それこそ誰でも公開される組織です。で、聞くこともできます。私、理事会の音声というか録音を聞かせていただきました。それから2時間半という時間なんで、全部いうことはできませんけど中の一部分を抜粋させていただいて今のような質問をしたような状況です。

再々質問に移りますけど、僕も少し反省する点ではありますけども、自分が勝手に解散というような言葉を使いましたけれど、これはもう少し熟慮するところがあったかもわかりません。ただ元あった観光協会と統合してまで作った組織であると同時に、先ほども申しましたように観光を大きな柱に上げる当町にとって、住民誰でもが平等に使えて情報の共有ができる組織が必要だと思います。当初は町の職員の室長クラスが出張してまで町と関わりがあったと思います。が、先ほど町長の答弁にもあったように、町と密接に関係しているけど民間組織で運営していただいているということで、若干ニュアンスが違うかなと思われま

す。どっちにしろ大変重要な組織でこれからの伊方町のビジョンの大きな窓口になる組織だと思いますが、先ほども言ったようにNPOというのもすごく勘違いされやすいような組織であると思われま

すので、先ほど言ったような指定管理者に大変な負担をかけるような場所なり組織であれば違う場所にでも移してでも、役場の中に観光協会なりの組織が考えられないか、もう一度町長にお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 先ほども答弁しましたように、まず民間の組織でございますので、ツーリズム協会の内部でしっかりとした議論を行って方向性を見出していきたいなというふうに思っておりますし、指定管理者も立派に運営をしていただいておりますので、私は思っておりますので、十分話し合いをしながら円滑に進めていただきたいと思いますというふうに思っております。

なお、木嶋議員がこれは解散というご発言がございました。それは木嶋議員のご意見として承っておきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

続いて、高月芳人議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（竹内一則） 高月議員

○議員（高月芳人） 失礼いたします。この度は、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。まずもってお礼を申し上げたいと思います。さて、ご案内のとおり昨日史上最大級ともいわれておりました台風10号がまさに嫌なコースで我が町にも通過をいたしました。被害状況につきましては、まだ把握しきれておりませんが、被災されました皆様に対しまして、まずはお見舞いを申し上げたいと存じます。

さて、今回の質問につきましては、先般の総務省、人口動態調査において我が国の人口が前年から50万5,046人、率にして、0.4%減少したとあり、マイナスは11年連続、減少数、減少率ともに過去最大で世界に例を見ない速さで人口減少が進んでいるという驚くような報道がありました。我が伊方町の人口動態を見てもしかりで昭和40年頃旧三町併せて約2万8,000人いた人口が平成17年の三町合併時には約1万3,000人、令和元年には約9,000人まで減少しています。さらに、後20年すれば5,000人規模までになると推計されております。信じられないスピードで人口減少が進んでおります。このような状況の中で、果たして地域を維持し、守っていけるかどうか。大変危惧をしているところでございます。そういったことで、本日は、人口減少に伴う諸問題について、新型コロナウイルスによる影響も相まって心配される担い手、人手不足の問題について質問いたしますので、理事者の率直なご所見をお伺いしたいと思います。

それでは、本題に入りまして、大綱1の「人口減少に伴う諸問題について」からお伺いしていきたいと思います。

まずは、大綱1の(1)学校統合についてですが、本町の出生数の推移を見たとき、これは大変な事になっているなど正直驚きました。三町合併時の平成17年には出生数が67人でした。令和元年度には23名と、まさに激減しております。この令和元年度の出生数を校区ごとに見てみますと、伊方小で10名、九町小1名、三机小5名、大久小1名、そして三崎小が6名ということになって

います。今後さらに出生数は減ってくると予測されますが、このような状態の中で、正当な教育活動ができるかどうか、甚だ疑問に思っているところでございます。

子どもたちはできるだけ多くの仲間とふれあい、切磋琢磨し揉まれながら強く逞しく育つものと考えていますので、私としましては一刻も早く最善な形での学校統合を進めるべきだと思っております。

ある程度今後の出生数も予測できることから、理事者として既に頭に描いておられるとは思いますが、この件についてどのようなお考えをお持ちかご所見をお伺いしたいと思います。

次に、大綱1の(2)としまして、集落消滅危機について質問をいたします。

令和元年度末現在、本町にある70地区のうち、人口100人以下が41地区、その内50人以下が17地区、またその内20人以下が7地区となっております。今後さらに人口減が進めば、近い将来、集落の維持さえ困難となり、消滅の危機が徐々に近づいているのではないかと大変危惧をしているところです。

ある新聞報道によると、人口減少を「静かなる危機」、「静かなる有事」という表現をしておりましたが、まさに目に見えぬ形で、じわりじわりと本町の土台を蝕んでいるように見える今日この頃です。

限界集落、集落消滅という本町が直面する大変大きな脅威をどのように捉えておられるか、ご所見を賜りたいと存じます。

続きまして、大綱1の3といたしまして、コロナ後の「地方分散型」社会へ向けた取組みについて、お伺いをいたしたいと思います。

都市部を中心に猛威を振るい、大混乱を引き起こしているコロナ禍は、「都市集中型」社会がもたらす脆弱性や危険度の大きさを顕著に表すこととなりました。そうしたなかで、コロナ後の社会のありようとして「地方分散型」への転換をめぐる議論が活発に行われるようになり、地方としてはこの流れをビッグチャンスと捉えるべきではないかとマスコミ等でも大きく取り上げられているところです。

今回のコロナ禍を契機に、リモートワークないしテレワークといった自宅での仕事やオンライン会議等が広く浸透し、その結果、高額の家賃を払って都心にオフィスや会議室を持つことの必要性があまり感じられなくなったことで、オフィスの縮小や郊外移転等を検討する企業が増えているようです。また同様の理由で、地方への移住やオフィス移転を考え、実行に移す個人や企業が増加していくことも予想されています。本町としましてもこの機を逃すことなく、盤石の受入体制を整えたいうで、伊方の良いところや強みを全国へ向けて積極的にアピールし、少しでも多くの方々を迎え入れてはどうかと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

以上、大綱1の質問といたします。

○議長（竹内一則） 只今の高月議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員の大綱1「人口減少に伴う諸問題について」のご質問にお答えをいたします。

本大綱につきましては、3点のお尋ねとなっておりますが、私からは2点目と3点目についてお答えをいたします。

それでは、まず、2点目の「集落消滅危機について」お答えをいたします。

ご質問の「限界集落、集落消滅をどのように捉えているのか」についてでございますが、議員の申されているとおり、各地区の現状につきましては私も大変危惧をいたしているところでございます。

ご案内の通り「限界集落」とは、65歳以上が半数を超え、冠婚葬祭を含む社会的共同生活や集落の維持が困難になりつつある集落を言い、「消滅集落」とは、存在していた住民が転居や死亡などで0人になった集落を言います。「限界集落」、「消滅集落」の両者共、避けては通れない問題であり、既に当町では直面をしている喫緊の課題でございます。

また、このことは同時に愛媛県内のみならず日本社会全体においても深刻な課題でございます。

このような中で伊方町といたしましては、先ほどの木嶋議員の答弁でも申しましたけれども「まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、「人口減少スピードの抑制」及び「健康長寿社会の実現」を目標として掲げております。

本町では今後高齢者人口も減少していくなかで、様々な行事や事業などを通じまして、元気に活躍する高齢者を増やすなど、平均寿命や健康寿命を延ばす取り組みに努め、集落の維持が少しでも継続できるように今後とも努めてまいりたいと存じます。

併せて移住定住等の促進により、一人でも多くの若い世代が集落維持の役割を担ってもらえるような取り組みにも努めてまいりたいと存じます。

その上で、町民の健康を考えましたときに、あくまでも本人の意思を尊重をしなければなりません。限界集落から病院や診療所が整っている地域への町内移住といったことも視野に入れなければならない時代に来ているのではないかと感じております。

いずれにいたしましてもこの問題につきましては、町民の皆様のご意見をお伺いをしながら、危機感を持って取り組んでまいりたいと思っております。

次に3点目の「コロナ後の「地方分散型」社会へ向けた取り組みについて」お答えをいたします。

コロナ後の社会の在りようにつきましては、議員の申されるとおり、地方への移住やオフィスの移転を行う個人や企業の増加が予想されており、受け入れ体制を整え、全国にアピールし、迎え入れたいとの考えは、私も一致するものであり、積極的に実行をしてみたいと考えております。

愛媛県におきましても今年度「デジタル総合戦略」を策定中であり、南予地域では「南予地域ワーケーション誘致推進事業」を今年度から3か年で展開する計画であると聞き及んでおります。

この「ワーケーション誘致推進事業」とは、都市部から来県をし、オンライン会議などを利用したワーク・仕事と、地方の自然の中での癒しやスポーツ体験などのバケーション・休暇を合わせた造語であり、新しい働き方の提案でございます。

豊かな自然に囲まれた南予地域は、まさにこのような働き方に適した地域であり、伊方町としても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

さらにこの他にも、県や四国経済産業局にもサテライトオフィスの誘致の取り組みの相談などを行っている所であり、今後ともあらゆる所にアンテナを張り、情報収集・発信に努めてまいりたいと存じます。

またそれと同時に、伊方町に来ていただくための条件整備にも努めてまいらなければなりません。今後地方の市町村間において、都市部からの移住者への誘致が激化することが予想をされます。伊方町が現在持っている豊かな自然や人情味あふれる地域住民の皆様などの資源に加え、都会の人たちが求める教育・医療・飲食・住環境の整備等に努め、一人でも多くの地方志向の方々に伊方町を選んでいただけるように努めてまいりたいと存じます。

議員各位の一層のご協力をお願いをいたします。

以上、私からの答弁といたします。1点目のご質問は教育長から答弁をいたします。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） はい、教育長

○教育長（中井雄治） 高月議員の大綱1の1点目の「学校統合について」のお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、令和元年度の出生数は23名ですが、転入や転出もあり、令和2年8月1日現在、伊方町に住所を有する令和元年度生まれの数は25名となっております。

ちなみに、今後の小学校入学予定者は、令和3年度が37名、令和4年度が47名、令和5年度が31名、令和6年度が28名、令和7年度が34名、令和8年度が、先程申し上げました25名となっております。

町内の小中学校全体の総数では、令和2年度は442名ですが、令和8年度には347名となり、95名の減となります。

このように、小中学生が減少していく中、議員ご指摘のように、子どもたちが、多くの仲間とふれあい、切磋琢磨しながら育っていくことは、教育にとって非常に重要であると考えております。

一方で、大人数の学級の弊害も指摘されており、小規模校ならではの利点を生かしたきめ細かな教育の必要性、特に新型コロナウイルス感染症対策が必要な現状におきましては、小規模校ならではの特性が注目されているところでございます。

学校の廃合ということにつきましては、様々な考え方があり、また、伊方町の細長い地形や集落が点在していることなども含め、多方面から検討していかなければならないと考えております。

ただ、議員の言われるとおり、学校の児童生徒数の限界というものもあると思います。

教育委員会といたしましては、このようなことを踏まえ、本年度中に、児童生徒とその保護者や就学予定の子どもたちの保護者などを中心に、再編や学校の形態の変更ということも含めまして、これからの学校の在り方について、アンケートを取る予定であります。

その結果を踏まえて来年度に、検討委員会を立ち上げ、次代を担う子どもたちや地域にとって、

より実情に合った、これからの伊方町に最適な学校教育のかたちを描いていこうと考えております。

以上、大綱1の1点目の「学校統合について」の質問に対する私の答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し、1つの大綱につき2回以内と定めます。

高月議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（竹内一則） 高月議員

○議員（高月芳人） 大変前向きなご答弁をいただきまして、ありがとうございました。そのうえで、また再質問させていただくわけなんですけども、まず、学校統合についてですが、次年度検討委員会を立ち上げて協議を開始するというので、ぜひ積極的に検討を進めていただきたいと思いますが、児童数・生徒数の問題はもちろん、通学の距離や手段、校舎のキャパシティーや老朽化具合、またクラブ活動や部活動の在り方など、様々な検討課題があろうかと思います。アンケートを取られるようなんですけども、住民側の思惑、行政側の思惑、必ずしも一致しない点はあろうかと思いますが、やはり子どもたちにとって何が一番なのかそういったところをですね、重点に置いていただいで進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、大綱1の2の集落消滅危機についてですが、正直この件につきましては、即効性のある特効薬があるわけではないかもしれませんが、町長がおっしゃられたように町の総合戦略を着実に進めていただき、これはもちろんしっかりとやっていただきたいと思いますが、それと同時に集落の方々に寄り添って、しっかりとその声を聴いていただき、一緒になって集落の今後について考えていただきたいと思いますが、集落の方々の生活や活動に支障をきたさないように、きめ細かい支援をお願いしたいと思います。

続いて、大綱1の3 コロナ後の地方分散型社会へ向けた取組についてですけれども、私が思いますに、若者の流出が進む大きな要因としまして、この多様な社会の中であって、仕事の選択肢が少なく少ないということが挙げられると思います。そういったことで、都市部の企業や個人の方が仕事も一緒に持ってきていただくそういうことは、人口の流入はもちろん働く場の選択肢が増えるということで人口流出の抑止にも繋がるのではないかと考えます。もちろん行政が何もしていないとは言いませんが、実績としましては思うような結果が出ていないのが現状だと思います。受けの態勢ではなくて、こちら側が来る側のニーズに合わせていくということも必要だろうと思いますので、そのあたり積極的に都市部とのコミュニケーションですとか、コンタクトを行っていただいで、そのニーズを町の施策に反映させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。以上、再質問いたします。

○議長（竹内一則） 只今の高月議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） はい、教育長

○教育長(中井雄治) 高月議員の大綱1の1点目学校統合についての再質問にお答えいたします。議員にご指摘いただきましたように、距離や校舎それから保護者や地域の皆様など、様々な立場の方のご意見をよく聞き、そして様々な提言を受けながら、それぞれの地域の実情に応じた最適な学校、そういうものの在り方について、今後検討していきたいと思っております。地域にとりましては、学校は地域のコミュニティーの各防災拠点等々いろいろそういうものがあります。また、子どもにとっても、子どもの立場でどういうものがベストかということも考えていかなければなりません。そのようなことをいろいろ含めながらしっかりと検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○町長(高門清彦) 議長

○議長(竹内一則) 町長

○町長(高門清彦) 2点目の集落消滅危機についての再質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。議員ご指摘のとおり、この点について、即効薬というのは私も身に出せてないわけですが、基本的にはそこに住んでいる人にいかに幸せを感じてもらおうか。それに尽きるんだらうというふうに思います。そのためにきめ細やかな地区の要望等に対しての対応をし続けなければならないというふうに思っております。町の職員もそれぞれの地区の担当職員を構えまして、地区からの要望等を聞いて来るようにしておりますし、毎回今年も区長さんを通じて、今のところ地区要望として150いくつの要望項目が上がっております。それを一つ一つ我々の方で検討をして少しでも地区の生活レベルが向上するように心掛けてまいりたいと思っております。議員さんの皆さん方にも今までもしていただいておりますけれども、それぞれの地域のご要望等ございましたら、おつなぎをいただいたらというふうに思います。

3点目のコロナ後の地方分散型社会へ向けての取組みについての再質問でございますけれども、実際町にいても仕事がないという意見も私もよく聞きます。そのために今回、企業、創業あるいは事業の拡大のための補助金を創設して少しでも伊方の町で企業してもらえるように考えておりますし、提案型の地域おこし協力隊というのも募集をいたしております。1名今応募があったと聞いておりますが、面接これからなんですけれども、是非そういったことも通じて地域に少しでも企業、創業ができるような態勢を整えていきたいなというふうに思います。さらに、地区の都会の方々の情報、ニーズを十分把握しなさいというふうなご提言、その通りであろうというふうに思います。関東伊方会も昨年創立をいたしました。それらを通じて、少しでも皆さん方がどういったものを地方に求めているのか。というのを十分探していきたいというふうに思いますし、答弁の中でも申しましたようにあらゆるところにアンテナを張って情報の収集それからこちらからの情報発信に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長(竹内一則) 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員(高月芳人) ありません。

○議長(竹内一則) 暫時休憩いたします。

○議員（小泉和也） 議長、最後までやろうや。

○議長（竹内一則） 以上で、高月議員の大綱1を閉じます。高月議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（竹内一則） 高月議員

○議員（高月芳人） すみません。時間がおしてきたわけなんですけども、お許しをいただいて続けさせていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、大綱2「担い手・人手不足問題への対応について」お伺いをいたします。

大綱1でも触れましたとおり、現在、地方においては人口減少・少子高齢化が急速に進んでおり、担い手不足・人手不足問題は一層深刻さを増しています。本町も例外ではなく、この問題は慢性的な課題として大きく横たわっている状況にあります。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、海外はもとより、地域外から人材確保が極めて難しくなったこともあり、町民の皆さんの不安も一気に高まっているのではないかと思います。

差し当たって懸念されるのが、柑橘農家における収穫時の人手不足です。現在、本町における人手不足を補うための取り組みとしては、農家で組織する雇用促進協議会による収穫アルバイト受け入れ事業があります。平成29年度に三崎地区で、令和元年度に町見地区でそれぞれ発足し、昨年は県内外から三崎地区で20名、二見地区で7名の受入があり、農家にとって大きな助けとなったと聞いております。その流れに乗って、今年度伊方地区においても協議会立ち上げに向けて準備を進められていたようですが、コロナの影響で保留となっているようです。このように、農家の方々も人手確保のために懸命に努力をされており、受入人数の拡大も期待されていましたが、コロナ終息の目途が立たない以上それもままならなくなっています。今回は、柑橘農家について例を挙げさせていただきましたが、本町においては産業分野全般、あるいは教育・福祉など様々な分野で担い手・人手の確保が必要とされているのではないかと考えます。

今後こうした課題に対応していくためには、先ほど申し上げたアルバイト受け入れのように、人材を地域外から求めていくことも勿論必要ではありますが、地域内において多様化・複雑化している地域課題に対し、幅広く、キメの細かい支援の輪を広げていくことも必要ではないかと思います。そのような地域の支え手として、現在本町では、シルバー人材センターにおいて地元高齢者が活躍の場を広げていただいているところですが、まだまだ町内には人的資源が潜在しているのではないかと思います。その一つとして注目したいのが、町職員の存在です。職員が一人一日でも力を貸していただくだけでも非常に大きな力になるのではないのでしょうか。勿論、無償でボランティアをして欲しいという話ではなくて、職員が職務外で報酬を得て、つまり「副業」で社会貢献活動を行うということです。ちなみに地方公務員の副業は、地方公務員法第38条において厳しく制限されていますが、任命権者の許可を得ることで可能となっています。ただ、その許可の範囲が曖昧となっているため、ほとんどの自治体が二の足を踏んでいる状況にあるようです。

しかし、このような動きは国としても推進しており、先行して取り組んでいる自治体は許可基準

を明確にすることで、職員が堂々と取り組みやすい環境を整えたうえで、住民と協働で課題解決に取り組んでいるようです。

このように、職員自ら地域に飛び出し、報酬を得ながら活動の幅を広げていただくことは、担い手不足・人手不足解消のための大きな助けとなることが期待できると共に、相乗効果として、住民と行政の相互理解促進に繋がるのではないかと考えます。また、厚生労働省が提唱している「地域共生社会」の創出にも繋がっていくのではないのでしょうか。

ぜひ本町としても、副業許可基準を明確にした上で、積極的に推し進めていただきたいと思いますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。以上、大綱2の質問といたします。

○議長（竹内一則） 只今の高月議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員の大綱2「担い手・人手不足問題への対応について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご紹介のように、本町の柑橘農家における収穫時の人手不足は深刻な状況であり、必要となる労働力は、県内外からのアルバイトに頼っている状況でございます。

参考までに、昨年度のアルバイト事業の実績は、三崎地区で692人役、町見地区で347人役の労働力を確保して収穫作業に従事していただいたところでございます。

一方、コロナ禍におきましては、県外からのアルバイトの受け入れは非常に厳しい状況となっておりますので、今年度の農業分野での労働力確保につきましては、愛媛お手伝いプロジェクトを活用し、町内をはじめ八幡浜・大洲圏域の近隣住民に参加を求めて、労働力確保の取り組みを推進することといたしております。

なお、愛媛お手伝いプロジェクトとは、参加希望者による農家のお手伝いを「有償ボランティア」と位置づけて、そのお手伝いの対価は、対象地域で使用できるクーポン券を支給する事業でございます。

このお手伝いプロジェクトと、昨年度のアルバイト事業との大きな違いは、支給される労働の対価が、低く設定をされることで、参加者はボランティアとしての社会貢献度を強く意識することが出来、また、農家においては費用負担が軽減されるというメリットがございます。

私といたしましては、この有償ボランティアの取り組みが、今後の町の課題解決に大きく貢献してくれることを期待をいたしているところでございます。

そこで、ご質問の町職員の副業への取り組みについて、お答えをいたします。

結論から申し上げますと、私といたしましても町職員には、日頃から積極的に地域行事や住民との交流活動などに参加をしてもらい、地域の課題解決に住民の皆さまと共に行動をしてもらいたいと考えており、今回ご提案の「有償ボランティア」につきましても、公務員として、法令で許される範囲での参加を積極的に推し進めていきたいと考えているところでございます。

そこで、職員の兼業の許可について、どのような視点で判断をするか、ということになりますが、

「柑橘農家のお手伝いプロジェクト」の仕組みと、法令に基づく基準に照らしますと、検討すべき事項は次の4点となります。

1点目は、兼業する業務にどのような立場で従事することになるかということですが、これについては、営利企業の役員としての立場に就くことは禁止されておりますが、単に雇用者として従事する立場であれば問題ないことになっております。

2点目は、兼業によって得られる報酬が社会通念上相当と認められる程度を超えない額であるか否かですが、町内の同種の業務に対する賃金等を考慮して判断することになり、「報酬」とは、労務、仕事の完成、事務処理の対価として支払われる金銭を言うと言われており、交通費等の実費弁償は含まれないことになっております。したがって、各年度のアルバイト事業の額よりも低いクーポン券で支払われる、お手伝いプロジェクトは、報酬上も問題ないと考えます。

次に、3点目は、地方公務員としての「職務専念義務の確保」の観点から、職員としての勤務時間と兼業に従事する時間が重複しないこと、また、兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認められないことが必須条件となっております。具体的には、週8時間以下、1箇月30時間以下、平日の勤務日の従事時間が3時間以下であること、という基準が示されておりますので、その点も問題ございません。

最後に、4点目は、兼業することが、町職員としての信用を傷つけ、または公務員全体の不名誉となる恐れがないと認められること、であります。

これにつきましては、お手伝いプロジェクトの活動が地域課題に対するボランティア的な要素を含む、地域貢献活動ということであれば、特に問題ございません。

以上の検討項目を踏まえ、ご提案のお手伝いプロジェクトについて判断いたしますと、現段階においては、職員の参加を許可できないとする根拠はなく、私といたしましては、先に申し上げました通り、積極的に推し進めてまいりたい、このように考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上、高月議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。高月議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（竹内一則） 高月議員

○議員（高月芳人） 今ほど、町長の方から答弁いただいた、農業に限定されたかたちでのご答弁だと解釈しましたが、私もそのお手伝いプロジェクトにつきましては、存じ上げておまして、大変よくできた仕組みだなと感心をしておるところでございます。個人での参加はもちろん、県職員をはじめ、県の農協関連組織や県内企業など組織として活動に参加される方も大勢いると聞いております。これも社会貢献活動の一つのチャンネルとして利用いただければ、農家の方々も大いに助かるのではないかと思います。

ただ、地域で使えるクーポンを対価としていただけるようですが、今のところ伊方町内で使えるお店が少ないようです。そこら辺の対応をですね、早急に進めていただきたいと思います。

質問の中でも申しましたが、農業以外の方にも・・・したいんですけど、産業分野以外にも福祉ですとか、教育分野。例えば、介護の関係であったりとか、例えばスポーツ少年団の監督とかそういうところのボランティアでされているのが、現状だと思います。そういったことを持続可能にしていくという面でもある程度の報酬は認めていただいて、やっていただく方のやる気を促す活動も源にさせていただくようなことを町としても考えていただきたいと思います。その辺どのように思われますか。

○議長（竹内一則） 只今の高月議員の再質問に対する、理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員のおっしゃる意味よく理解ができます。先日、この事務局長さん松山からおいでになられまして、お話を伺わせていただきました。とてもいい取り組みだなというふうに私も思っております。

まず、今年のみかん対策として、役場の職員も参加をしていただく、段取りを今しておりますけれども、これが確定していろんな議員がご指摘いただいたように、いろんな分野で有償ボランティアとして活動してもらえるような膨らみを持たせることができたらというふうに私も思っておりますので、具体的にこれからどういうふうに進めていくのか、詰めてまいりたいというふうに思っております。

ご指摘のありました、クーポン券がまだ町内では2ヵ所程度しか使えるところがないということですので、それを増やす対策も必要だろうというふうに思います。一つにはそのクーポン券と伊方町の地域商品券、これを引換することができれば、町内多くのお店で使うことができるので、その辺の検討も合わせてまいりたいというふうに思っております。

さらに、シルバー人材センターとの兼ね合いというのも今後でてこようかというふうに思いますので、そこら辺の調整も合わせて考えていきたいというふうに思います。いずれにしても、この有償ボランティア制度というのは、非常に私は町にとって有効な有意義な制度だと思っておりますので、是非前向きに進めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。高月議員、再々質問はありませんか。はい、高月議員

○議員（高月芳人） 前向きな答弁ありがとうございます。先ほど言ったクーポンの使い道ということで、そういった対応ができるのであれば早急にさせていただきたいと思います。

この仕組みのいいところが地域に必ずお金が落ちるところですね、伊方町にも恩恵があるようなかたちをお願いしていただきたいと思います。

また、こういったことを副業に関してですけども、先行してされている全国であると思っておりますので、そこら辺はまた参考にしていただいて、参考にしながら、伊方町としては、どういうふうな取

り組みというのをしっかりと検討していただいて、是非前向きに進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（竹内一則） 只今の高月議員の再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ありがとうございます。議員のご提言も受けまして、全国の先進事例なんかも調べてみたいというふうに思いますし、こういった取り組みがほんとに町にとっての有効な活用になるように、鋭意に取り組んでまいります。よろしく願いいたします。以上です。

○議長（竹内一則） 以上で、高月議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

休憩 12時15分

再開 13時00分

報告第2号

○議長（竹内一則） 再開いたします。日程第5「令和元年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第2号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（竹内一則） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第2号 令和元年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、先の議員全員協議会で説明させていただいたとおりでありますので、簡単に説明させていただきます。

1頁をお願いいたします。健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため、数字には表れません。

実質公債費比率は、5.4%、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字には表れません。

いずれも、早期健全化基準を下回っています。

2頁は、連結実質赤字比率等について、赤字決算となっていないことによるプラスの数字として現れない状況を、3頁には、資金不足比率についても、資金不足が生じておらず数字に表れない状況を示しております。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「令和元年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

報告第3号

○議長（竹内一則） 日程第6「令和元年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第3号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） 報告第3号 令和元年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明をさせていただきます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、公表することとなっており、令和元年度の実施事業について、点検・評価をまとめたものです。

教育行政の推進につきましては、本町の目指す将来像「輝く人々・豊かな自然・よろこびの風薫るまち伊方」や、まちづくりの基本目標でもあります教育・スポーツ・文化面について確認いたしました。

これを受けて、教育行政の目標を「ふるさと愛いっぱいの人材（人財）が育つまちづくりを目指して」と決めました。

そして、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、人づくりの精神と伝統文化の継承・発展を図りながら、学校教育・社会教育・文化活動等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進してまいりました。

個々の事業につきましては、11頁から17頁にかけて、4段階に分かれて評価いたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、令和元年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号「令和元年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

議案第66号

○議長（竹内一則） 日程第7「伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第66号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第66号 伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

第6条第2項の部分中「こと」の次に「とすること」を加え、同条に次の2項を加えます。

4項では、家庭的保育事業者等が連携施設の確保が著しく困難であるときは、確保を不要とすることができる要件を規定しています。

5項では、利用定員が20人以上である、家庭的保育事業者が連携協力を行う施設を確保しなければならない要件を規定しています。

第16条第2項第4号中「乳幼児の食事」を「利用乳幼児の食事」に改め「。附則第2条第2項において同じ」を削ります。

第37条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加えます。

第45条に第2項を加え、「町長が適当と認めるものについては、連携施設の確保をしないことができる」としています。

附則第2条第2項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削ります。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第3条の規定は、令和2年3月31日から適用するとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 66 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号「伊方町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 67 号

○議長（竹内一則） 日程第 8「伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」議案第 67 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 67 号 伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の公布により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料「新旧対照表」をお願いいたします。

第 2 条中「定義」を「意義」に改め、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めます。以下この条例中において同じとします。同条中第 12 号を第 17 号とし、第 11 号の次に 12 号から 16 号を加えます。第 13 号から第 24 号までを 5 号ずつ繰り下げます。

第 3 条第 1 項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子供の保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改めます。

8 頁の第 13 条 4 項第 3 号の規定は、食事の提供に要する費用の免除規定を定めています。

22 頁第 42 条 1 項から 26 頁 8 項までの規定は、町長が認めた場合における連携施設の確保義務の緩和を規定しています。

35 頁附則第 3 条を削り、第 5 条連携施設に関する経過措置を 5 年から 10 年に延長しています。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 18 号の改正規定（「第 43 条第 3 項」を「第 43 条第 2 項」に改める部分に限る。）は、令和 2 年 9 月 10 日から施行する。改正後の附則第 5 条の規定は、令和 2 年 3 月 31 日から適用する。といたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 67 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号「伊方町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 68 号～議案第 78 号

○議長（竹内一則） 日程第 9「令和元年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第 68 号から日程第 19「令和元年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第 78 号までの 11 件は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 68 号 令和元年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 78 号 令和元年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの 11 議案につきましては、令和元年度の一般会計、特別会計、企業会計あわせて 11 会計の決算認定をお願いするものでございます。

令和元年度の一般会計の決算状況は、歳入歳出の差し引きが、6 億 2,586 万 73 円であり、翌年度への繰越財源 1 億 2,555 万 8,810 円を差し引きしますと、実質収支は 5 億 30 万 1,263 円となっております。

特別会計の決算状況は、9 会計あわせて、歳入歳出の差し引きが、1 億 6,185 万 547 円であり、翌年度への繰越財源が無い場合実質収支は同額の 1 億 6,185 万 547 円となっております。

また、企業会計の決算状況は、収益的収支の差し引きが、3,159 万 5,282 円となっております。

次に、資本的収支の差し引きは、1 億 1,880 万 9,795 円不足しており、不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明をさせますので、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（竹内一則） 監査委員より、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第 30 条第 6 項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（岡田 包） 議長

○議長（竹内一則） 岡田代表監査委員

○代表監査委員（岡田 包） それでは、令和元年伊方町決算審査意見書につきましては、議員の皆様のお手許に、既にお配りをさせていただいておりますので、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、町長から審査に付された令和元年度伊方町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計における歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況等に関し、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、令和 2 年 7 月 20 日から 8 月 11 日にかけて、実質 8 日間に亘りまして吉川監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもと、各課の課長及び担当職員の出席を求め、監査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合して内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額が 98 億 4,374 万 8,692 円、歳出総額が 92 億 1,788 万 8,619 円の収支となっております。差し引き 6 億 2,586 万 73 円の剰余金が生じておりますが、この中には、翌年度への繰越財源 1 億 2,555 万 8,810 円が含まれておりますのでこれを差し引いた実質収支は、5 億 30 万 1,263 円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が 97.68%と、前年度に比べ、0.23 ポイント上回っております。これは、厳しい経済と高齢化の状況下での自主財源の確保、公平な負担、行政の信頼を念頭に町職員並びに愛媛地方税滞納整理機構の職員が連携して、徴収事務及び滞納整理に日々努力をされた成果であると思われまます。しかしながら、依然として、町税及び国保税並びに住宅使用料などの滞納額が多額になっている状況であることから、今後も税負担の公平性と歳入確保の観点から収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努めていただきたい。

次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、指定管理施設については、指定管理者への適切な指導のもと、指定管理料の削減に向け、より一層の経営努力を望むものであります。

また、実質不用額については、7 億 9,729 万 571 円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることの無いよう、適切な予算の執行管理に努めていただきたい。

続きまして、特別会計でございますが、国民健康保険特別会計以下、9 の会計がございます。いずれの会計も、黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、昨年同様、国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定並びに公共下水道事業特別会計、小規模下水道事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、一般会計からの多額な繰入による、決算となっている状況であります。これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少や加入率の伸び

悩み等により、厳しい経営環境下にあります。適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものであります。

最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。構造的な経済不況と基幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。併せて、地方交付税についても段階的な縮減に伴い財政運営は一段と厳しくなるものと思われま。

つきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

続きまして、水道事業会計でございますが、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町給水条例並びに事業計画に基づいて適切な管理運営がなされております。諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。

決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた1,550万584円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金6,827万1千円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は、18.6%となっております。

今後も、同様な依存体質が続くものと予想されるところであります。しかしながら、本事業は、独立採算性での運営が基本原則であることから、町民の皆様のご理解を得て、平成30年度、平成31年度の2ヶ年に亘りまして、水道料金の引き上げを行い、経営努力を行っているところであります。水道事業を取り巻く環境は、人口の減少に伴う使用料の落ち込みをはじめ、水道施設の老朽化による継続的な施設整備に係る投資的経費の増大などが相まって、大変厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き、経営基盤の改善を図るとともに、長期的な展望に立った効率的な運営に努められるよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

むすびに、令和元年度の審査を通してでございますが、補助金などの交付事務については、今後の財政見通しを十分考え、公益性や時代のニーズを的確に把握、分析し、前年度踏襲を是とせず補助金などの支出の適否についても十分検討されたい。

また、事業の選択と適時適切な実施に努めスクラップアンドビルドの意識を常に持ち、徹底した見直しを図ることをお願いいたしまして、審査意見の補足といたします。

○議長（竹内一則） お諮りいたします。この決算認定につきましては、慣例により議員全員協議会において審査したいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、議員全員協議会で審査することといたします。

なお、議員全員協議会は、9月10日木曜日、午前10時から全員協議会室において開催いたします。

散会宣告

○議長（竹内一則） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものであります。今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。9日は、休会。10日は、午前

10時から議員全員協議会。11日から14日は、休会。15日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 13時31分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員